

令和3年1月12日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた職員の勤務体制について

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえ、県職員について、在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減等により、感染防止対策に取り組む。

2 県対処方針「県としての対応等（抜粋）」

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

○職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。

○職員の感染防止対策

- ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
- ・サテライトオフィスの活用
- ・テレビ会議システムの活用
- ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施

3 具体の対応

- ① 新型コロナウイルス感染症対策業務については、全庁的な応援も活用して実施
- ② ①以外の業務に従事する職員について、在宅勤務により出勤者の原則7割削減を目指す。
- ③ ただし、県民サービス維持の観点や業務の特性・進捗状況から、在宅勤務が難しい業務については、最小限で出勤（各種県民相談、こども家庭センター、土木事務所の設計・工事監理、予算編成等の業務）
- ④ 育児を行う職員のほか、基礎疾患がある職員や妊娠中の職員、職員の家庭事情等にも配慮して実施
- ⑤ 出勤にあたっては、時差出勤、フレックスタイム制やサテライトオフィスを活用するとともに、職場における感染防止策を徹底